

労働者数 50 人未満の 事業場の事業者と労働者のみなさまへ

受けて
いますか？



医師の意見聴取 健康相談・保健指導

次の産業保健サービスを受けられます

★労働者の健康管理に係る相談

(メンタルヘルスを含む)

★健康診断の結果について医師からの意見聴取

★長時間労働者・高ストレス労働者に対する
面接指導

★個別訪問による産業保健指導

登録産業医、登録保健師が事業場を訪問し、健康管理の助言指導を行います。

希望により指導時に併せて「健康講話」も行います。労働衛生工学専門員が、作業場の作業環境管理、作業管理についても専門の指導助言を行います。

事業場が抱える健康・環境等の問題解決に向け、適切なアドバイスをを行います。

- この事業は厚生労働省補助事業です。
- 相談内容や指導内容については、個人・企業の秘密を守ります。
年2回まで **無料** で利用できます。

医師の意見聴取

健康診断で「異常の所見のあった労働者」の健康を保持するために必要な就業上の措置として、事業主が「医師から意見」を聴くことが必要です。

就業上の措置とは

- (1) 就業判断 (通常勤務・就業制限・要休業)
- (2) 措置の内容は、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少などです。

※労働安全衛生法により義務付けられており、健診後 3 カ月以内に毎年、行う必要があります。

◎健康相談日

要予約



=能生地区=

会場 能生商工会

日時 偶数月 第1木曜日

午後1時30分～3時

=糸魚川・青海地区=

会場 糸魚川地域産業保健センター

日時 毎週木曜日

(偶数月第1木曜日は除く)

午後1時30分～3時

お問い合わせはこちらまで

職場のいきいき健康を応援します！

糸魚川地域産業保健センター

糸魚川市横町5丁目5番58号(糸魚川市医師会内)

電話・FAX (025) 553-0950

✉ itosanpo@gmail.com

